

保存版

役員交代時には必ず引き継ぎを！！

# 町会・自治会加入促進ハンドブック (改訂版)

住みよい地域づくりのために

「向こう三軒両隣」<sup>こきんじよ</sup>「互近助づきあい」



八王子市町会自治会連合会

## はじめに

町会・自治会の皆様には、日頃から、防犯・防災活動をはじめ、お祭りなどの行事を通じて「明るく住みよいまちづくり」を实践されていることに敬意を表するとともに、役員の皆様の御労苦に深く感謝申し上げます。

町会・自治会の活動は、「自分たちのまちを自分たちの力でより良いまちにしていく」というものであり、地域の住民がその活動に参加することにより、地域の実情に応じたまちづくりが行われ、地域の活性化にもつながっていきます。

しかし、住民の価値観の多様化や近隣関係の希薄化などにより、その活動に参加しない住民も多く、また、町会・自治会の加入率は年々低下しております。

加入率の低下は、活動の担い手不足など運営面に支障をきたすとともに、いざという時の地域での支え合いに影響することから各町会・自治会においても、加入促進に向けた様々な取り組みを行っていただいております。しかし、一方では、町会・自治会の活動を理解していただけないため、加入に結びつかず苦慮しているとの声も多く届いております。

この度、こうした現状を踏まえ、地域の未加入の住民に加入を呼びかける際の基本的な進め方や呼びかけの実践例を紹介した「町会・自治会加入促進ハンドブック（改訂版）」を作成いたしました。役員の皆様には、町会・自治会の活動や必要性を説明する際に役立てていただくなど、この一冊が未加入者に対する加入促進活動を進めるための一助となり、町会・自治会活動のさらなる活性化につながっていくことを願っております。

平成29年12月

八王子市町会自治会連合会  
会 長 秋間 利久

## 目 次

1. 町会・自治会活動の再認識……………	P 1
(1) 「伝えよう！」町会・自治会活動の必要性	
(2) 「伝えよう！」町会・自治会の関わり	
2. 町会・自治会への加入状況……………	P 5
(1) 加入率の現状・推移	
(2) 加入率低下の要因	
(3) 加入率低下による影響	
(4) 加入しない理由	
3. 加入の呼びかけの進め方……………	P 8
(1) 呼びかけの手順	
(2) 訪問方法	
(3) 集合住宅居住者への加入呼びかけ	
(4) 学生・短期居住単身者への加入呼びかけ	
(5) 外国人への加入呼びかけ	
(6) 事業者に対する働きかけ	
4. 一般的な想定質問と回答例……………	P 18
5. 事例紹介……………	P 24
6. 資 料……………	P 36

## 1. 町会・自治会活動の再認識

### (1) 「伝えよう！」町会・自治会活動の必要性

町会・自治会は、「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織で、住民の皆さんが協力して、地域の安全・安心に取り組むとともに、住民の親睦を図り、住みよいまちづくりを築いていくための団体です。

地域の皆さんに加入を呼びかける際には、以下の町会・自治会活動の役割をしっかりと伝えることが重要です。

#### 町会・自治会の役割は？

##### 1. 地域での人と人との支え合い

「向こう三軒両隣」「互近助づきあい」のつながり、必要なときに支え合う身近な顔が見える関係づくりの場

##### 2. 防災訓練などの地域での体制づくり

災害に備えた定期的な防災訓練の実施や非常時に必要となる物資の常時保管・管理

##### 3. 安全・安心な地域づくり

街路灯（防犯灯）の設置・維持管理、防犯パトロールなどを通じた安全・安心に生活できる環境づくり

##### 4. 行政からの情報提供

町会へ送付される市やその他行政機関からのお知らせや催しなどの情報を回覧・掲示

### 5. 子どもや高齢者の見守り

子どもや高齢者の見守り活動などを通じて、住民が互いに助け合い、安心して暮らせる環境づくり

### 6. 地域の環境美化

ごみ拾いや清掃などの美化活動を協力して行い、生活環境の維持・改善を図る

### 7. 行事・レクリエーションなどのイベント開催

祭りの開催や各種サークル活動などを通じて、住民同士の交流を深め、より良い人間関係を構築する

### 8. 地域資源の保護・伝承

地域にある固有の伝統、文化や自然などの資源を守り、次世代につなぐなど、魅力ある地域づくり

### 9. 地域の課題への取り組み

個人では解決できない地域の課題を地域住民が一緒になって考え、必要に応じて行政と連携し解決に努める

## ※「向こう三軒両隣」「互近助(ごきんじょ)づきあい」とは?

自分の家の向かい側の三軒と左右の二軒の家とは、親しく付き合うという昔の習慣で、地域の住民がお互いに支え合い、良好な生活環境を築いていく関係づくりをいいます。



## (2) 「伝えよう！」町会・自治会の関わり

町会・自治会は、地域の実情に応じた課題解決に向けて、様々な活動を行っていますが、未加入者の中には、「町会・自治会はいったい何をしているのだろう」と感じている方も多くいます。

以下のような具体的な例を挙げ、活動をより身近に感じてもらうことにより、地域の支え合いが重要であることをご理解いただき、加入への呼びかけを行いましょ

### 例1 防災訓練の実施や物資の備蓄など

災害時の初期消火活動、避難誘導などに地域住民が自発的にあたるように、町会・自治会では定期的に訓練を実施しています。また、公園などに防災倉庫を設置し、非常時の物資を常時保管・管理しています。



平成7年の「阪神・淡路大震災」では、救出された方の約9割が家族・近隣住民の救助であったと言われています。いざという時、個人の力ではどうにもならない事態に地域の結束力で、対応します。

### 例2 「街路灯（防犯灯）」の設置・維持

屋外で目にする街路灯は、すべてが市などの行政負担で設置・維持管理されていると思われがちです。

しかし、多くの街路灯は町会・自治会が設置し、維持管理しています。会費や市補助金から設置・維持費用を負担し、何気ない日々の生活では気づかない暮らしの安全・安心を町会が支えています。



### 例3 防犯パトロールの実施

近年、子どもや高齢者を狙った犯罪が多発している中、町会・自治会では地域ぐるみで子どもや高齢者を事件や事故から守るため、「防犯パトロール」を実施しています。

地域が一丸となり、安全・安心に取り組む姿勢は、地域内での犯罪や事故の発生抑止につながっています。



### 例4 高齢者の見守り活動



高齢者が孤立せず、安心して暮らせる環境をつくるためには、日頃の見守り活動によるふれあいが重要です。

町会・自治会では、地域において、ひとりで暮らす高齢者や高齢者のみの世帯に対し、積極的な声かけや訪問、サロン活動の実施などを通じて、地域住民が主体となって、高齢者を支えるまちづくりを行っています。

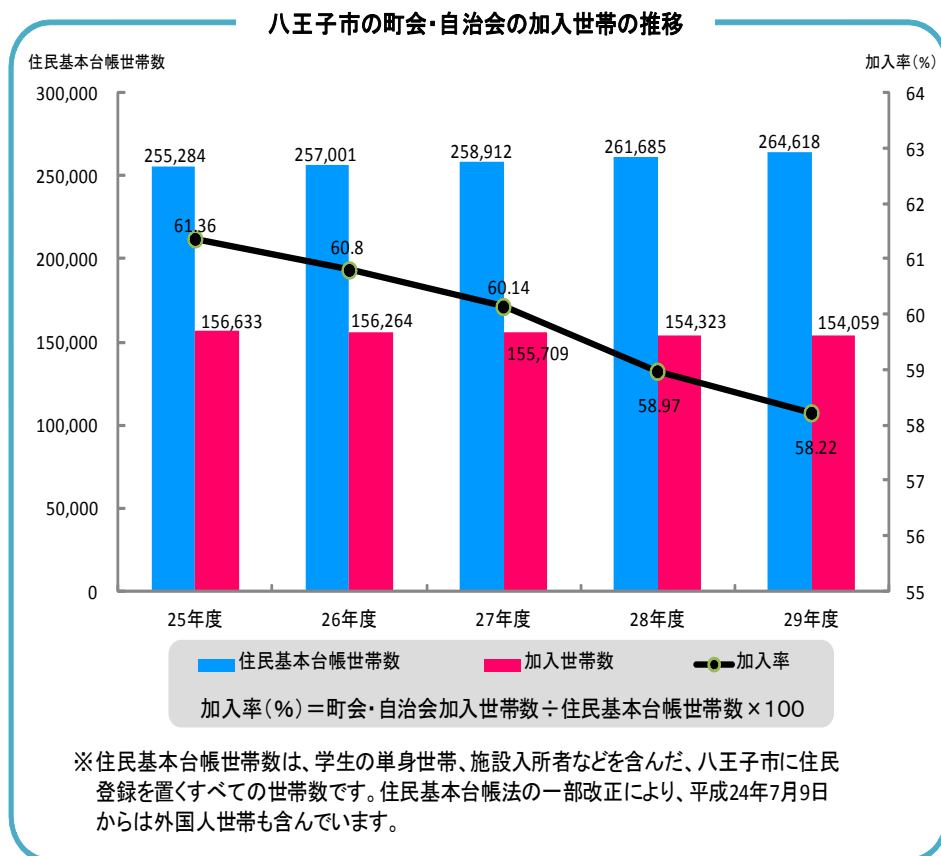


## 2. 町会・自治会への加入状況

### (1) 加入率の現状・推移

平成29年6月1日現在、八王子市全体の町会・自治会の登録団体数は578団体、加入世帯数は154,059世帯で、加入率は、58.22%となっています。

この数値は多摩地区の中では高い加入率ですが、各年度徐々に下がっており、80%程度の加入率があった平成元年度から比べると、大きく低下しています。





## (2) 加入率低下の要因

住民の価値観の  
多様化、近隣関  
係の希薄化

単身・共働き世  
帯、不在がちな  
世帯の増加

高齢などによる  
活動に対する負  
担感

それぞれの立場に応じた形で、無理なく町会・自治会活動に参加できるような環境を整えることも加入していただくための一つの方法です。

## (3) 加入率低下による影響

### 連帯感の欠如

日頃の隣近所とのコミュニケーションも少ないため、支え合い、助け合いの意識が低くなり、非常時の対応が困難になる。

### 活動の停滞

活動の新たな担い手不足などにより、防犯・防災活動などに支障をきたし、良好な生活環境が維持できなくなる。

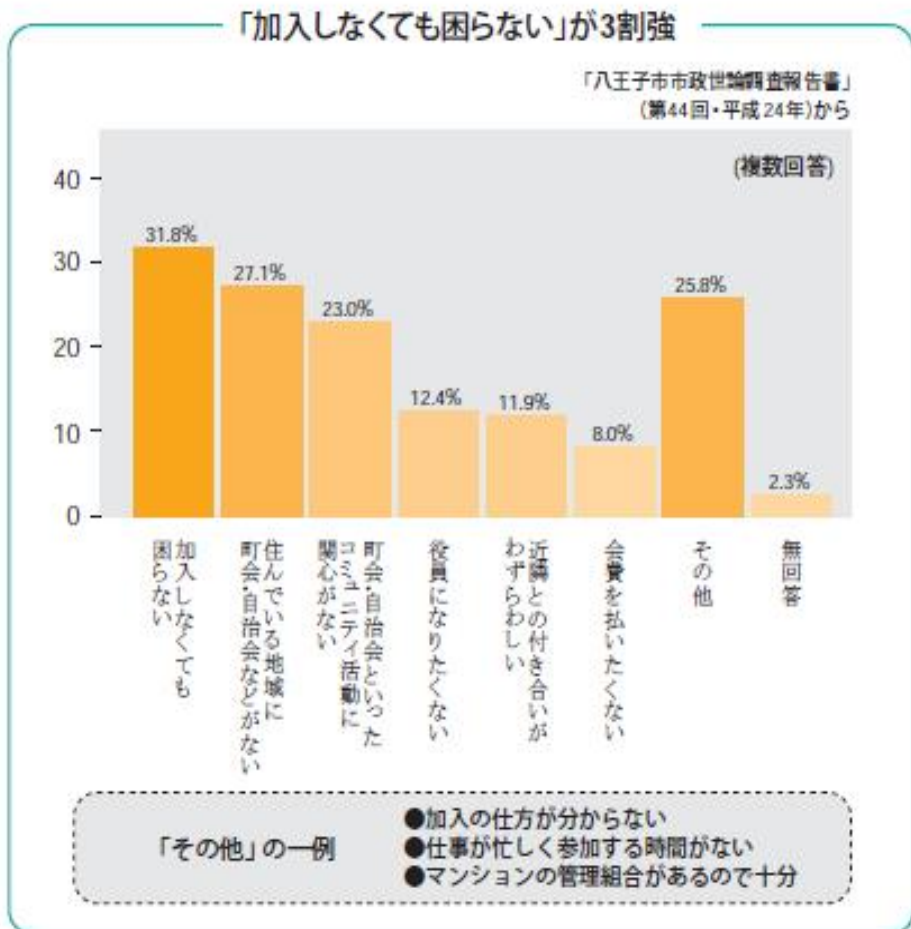
### 会費収入の減少

活動費用が減り、活動を十分に行えなくなるほか、住民間の不公平感にもつながる。

いざというときの対応や、地域の身近な課題を解決するためには、地域コミュニティの活力が必要不可欠です。

#### (4) 加入しない理由

町会・自治会に加入していない人にその理由を聞いたところ「加入しなくても困らない」が最も多く、ついで「住んでいる地域に町会・自治会などが無い」、「町会・自治会といったコミュニティ活動に関心がない」、「役員になりたくない」と続いています。



### 3. 加入の呼びかけの進め方

#### (1) 呼びかけの手順

町会・自治会への加入を呼びかけるには、まず未加入世帯の状況を把握し、説明のための資料を作成するなどの事前準備を行うことが必要です。次に挙げる各ポイントを確認し、効果的な加入促進を実践しましょう。

#### ポイント①

### 未加入世帯を把握しましょう

新築の分譲地、マンションなどの情報を収集し、転入者の状況を把握しましょう。

マンションなどの集合住宅については、家主や管理会社を把握しておきましょう。

#### アドバイス

家主や管理会社がわからない場合は、まず近隣の会員や管理人などに聞いてみましょう。



## ポイント②

### 町会・自治会の役割を再確認しましょう

町会・自治会の役割を再確認し、役員間で認識を共有しましょう。（P 1～2 参照）

町会・自治会の活動内容の一覧を作成しておきましょう。

町会・自治会への加入の呼びかけには熱意を持って、臨むようにしましょう。

#### アドバイス

想定される質問に答えられるように、Q&A（P 18～23参照）を参考に事前に準備しましょう。

## ポイント③

### 訪問時の説明資料を準備しましょう

挨拶状（新規転入者向け）・加入促進チラシ・入会申込書を作成しましょう。（P 39参照）

総会資料（町会・自治会の活動内容がわかるもの）などを準備しましょう。

#### アドバイス

イベント案内チラシなど町会・自治会の活動が具体的にわかる資料を用意するとより良い説明ができます。

## (2) 訪問方法

訪問する際は、町会・自治会への加入を強制するのではなく、一人ひとりの力が地域づくりを支える力となることを伝えることが重要です。町会・自治会加入の必要性を理解してもらい、自発的に加入してもらうことが望ましいです。

### ポイント①

#### 訪問人数

2～3人（可能な限りの役員が同行しましょう）

#### アドバイス

数名で訪問する際、女性も同行した方が相手の受ける印象もやわらぐため、話を進めやすくなります。

### ポイント②

#### 訪問時期

新規転入者の場合・・・居住開始後に間を置かずに訪問

既居住の場合・・・イベントなどの開催に合わせて訪問

#### アドバイス

新規転入者への訪問は、できるだけ入居後1週間以内に行うようにしましょう。

### ポイント③

#### 訪問時間帯

相手の対応可能な時間帯を考慮しましょう。  
(夜なるべく訪問しない)

#### アドバイス

休日の午前中はゆっくり休んでいることが多いため、  
訪問を避けた方が良いでしょう。

### ポイント④

#### 訪 問

初回訪問時・・・町会・自治会に関する簡単な説明にと  
どめ、加入を勧めます。加入を断られても、まずは、  
資料を受け取ってもらいましょう。  
(5分程度で済ませるようにしましょう。)

2回目以降訪問時・・・1週間程度時間を置き、改めて  
資料を持参して説明し、加入を促します。加入を断ら  
れても、イベントの度に案内書を持参して参加を勧め  
ましょう。また、訪問する人を代えるなどして、継続  
したアプローチを心がけましょう。

#### アドバイス

不在時は資料を郵便受けに投かんし、後日訪問する  
ようにしましょう。

## ポイント⑤

### 持っていくもの

#### 〔新規転入者の場合〕

- 挨拶状(P 39参照)
- 加入促進チラシ (P 37参照)
- 入会申込書
- 総会資料 (町会・自治会の活動内容)
- イベント案内チラシ
- 町会・自治会の区域図
- その他各町会・自治会独自の資料  
(地域ならではの伝統に関する資料など)

#### 〔既居住者の場合〕

- 加入促進チラシ (P 37参照)
- 入会申込書
- 総会資料 (町会・自治会の活動内容)
- イベント案内チラシ
- その他各町会・自治会独自の資料  
(地域ならではの伝統に関する資料など)

#### アドバイス

子育て中の家庭には、お祭りなどの催しの情報をお知らせすると興味を持ってくれます。

### (3) 集合住宅居住者への加入呼びかけ

集合住宅の居住者は、町会・自治会活動に関心が低くなりがちです。集合住宅には分譲や賃貸などの種類があり、また、住む方は、子育て中の世帯や学生、単身世帯など様々であるので、それぞれの対応が必要となります。

#### ■分譲マンションの場合

分譲マンションでは「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、管理組合を設置することになっています。

管理組合を窓口として、町会・自治会への加入促進を行うようにしましょう。

販売会社や管理会社からマンション契約者に対し、町会・自治会加入の働きかけをしてもらうよう依頼しましょう。

町会・自治会の発行資料などを各戸ポストへ配布、または、共用部分の掲示板などを利用させてもらえるよう依頼しましょう。

#### アドバイス

建築中の集合住宅については、早めに販売会社などに対して町会・自治会への加入を販売条件に入れてもらえるかを相談するとともに、入居者に対しての加入を勧めてもらうよう依頼しましょう。



## ■賃貸マンション・アパートの場合

まずは、家主自身に対する呼びかけを行いましょう。  
次に、家主自身に町会・自治会の窓口となってもらい、  
加入促進の協力を依頼しましょう。

地域内に住んでいる家主には、町会・自治会の窓口になっ  
ていただくよう依頼しましょう。

家主に対して町会・自治会への加入や、家賃に合わせた会費の徴収などを協力してもらえるように働きかけ  
ましょう。

居住者に対しては、建物周辺の清掃など、まずは負担  
のない範囲でできることから町会・自治会の活動に参加  
してもらうようにしましょう。

### アドバイス

火事や地震などの自然災害、いざというときに町会・自治会に加入していることのメリットを伝えるように  
しましょう。



#### (4) 学生・短期居住単身者への加入呼びかけ

学生や短期居住者は、町会・自治会の活動に関心が低いことが多く、加入の呼びかけに苦慮します。居住期間中にもしものことがあったら、地域のつながりがあるからこそできることをアピールし、できる範囲で活動に参加してもらうよう働きかけましょう。

### 学生・短期居住単身者の場合

防犯・防災活動など、身近な地域の支え合いを例にとり、町会・自治会活動の重要性を伝えましょう。

短期居住者に対しても、いざというときのための町会・自治会の存在を理解してもらいましょう。

活動については、それぞれの事情に合わせて参加できることを伝えましょう。

集合住宅居住者については、家主への協力を依頼しましょう。

地域内の大学や専門学校などの学生課（事務局）に対して、学生の町会・自治会加入や活動への参加を働きかけましょう。

### アドバイス

学生については会費の割引など、金額面での負担を減らすことで加入してもらうのも一つの方法です。

## (5) 外国人への加入呼びかけ

八王子市内では、多くの外国人が地域で暮しています。外国人の加入は、町会・自治会の行事を国際色豊かなものとしします。

また、ごみの出し方や騒音など日本での生活ルールをきちんと理解してもらうことにつながります。そのほか、防犯・防災活動などで協力してもらったり、災害時にほかの外国人へ情報を伝えてもらう役割も期待できます。地域で生活する一人として、参加してもらえよう呼びかけましょう。

しかし、言葉や生活習慣などそれぞれ異なるので、それらに応じた対応が必要となります。

### 外国人の場合

町会・自治会活動という習慣がない国もあるので、イラストや写真などを使って町会・自治会の活動を紹介する資料を作成し、加入を呼びかけましょう。

夏祭りなどの町会・自治会の行事や近隣の清掃など、まずは、負担の少ない範囲で活動に参加してもらおうようにしましょう。

お互いの生活習慣や文化の違いに配慮して、接するように心がけましょう。

#### アドバイス

加入の案内文の翻訳や、呼びかける際に通訳などが必要な場合は八王子国際協会へ相談してみましょう。

※八王子国際協会 八王子市旭町 9-1 八王子スクエアビル 11 階

電話：042-642-7091

## (6) 事業者に対する働きかけ

同じ地域の一員として、事業者にも加入を依頼しましょう。地元の情報は、事業者にとっても大切なことで、いざというときの協力体制が築けることはお互いにメリットのあることです。

### 事業者の場合

#### アドバイス

事業者の方にはお祭りなどの行事への参加や協賛などの方法で地域に貢献していただくようお願いします。

### ※不動産業界との連携

八王子市町会自治会連合会では、市民の住みよい環境をつくるとともに、町会や自治会への加入を促すため、平成 28 年 3 月に市内の不動産関連団体支部と相互協力協定を締結しています。



公益社団法人東京都宅地建物取引業協会  
八王子支部



公益社団法人 全日本不動産協会  
多摩南支部

- ◇東京都宅地建物取引業協会八王子支部 電話 042-625-1341
- ◇全日本不動産協会東京都本部多摩南支部 電話 042-623-7357

## 4. 一般的な想定質問と回答例

加入の呼びかけで訪問すると、相手から質問されることがあります。鋭い質問で、時には答えに詰まってしまうこともあるかもしれませんが、加入していただくには、相手の質問にしっかり答え、理解してもらうことが大切です。

また、脱退を考えている会員への説明も同様となります。

ここでは住民からの想定質問と回答例をいくつか掲載します。ここに挙げたものはあくまでも一般例ですので、各町会・自治会の活動状況に応じてご活用ください。

**Q 町会・自治会って何ですか？**

**A** 基本的には地域住民が自主的に結成し、運営している団体です。地域住民の親睦を図るとともに地域の安全・安心に取り組み、良好な生活環境を住民が協力して築いていくことを目的としています。

**Q 町会・自治会がいくつありますか？**

**A** 平成29年6月1日現在、八王子市全体の町会・自治会登録団体数は578団体、加入世帯数は154,059世帯です。



**Q 町会・自治会区域は、何を基準に区切られているのですか？**

A 特に明確な基準はありませんが、町名別、番地別、大きな道路や川などを境にするなど地域の広さ、加入戸数も様々です。マンションやアパートごとに「自治会」が組織されている場合もあります。

**Q 町会・自治会はどんな活動をしているのですか？**

A 町会・自治会では、会員相互の親睦を図りながら、環境美化、防犯のためのパトロール、街路灯の設置・維持など、様々な活動を通じ、安全・安心なより良い地域づくりを行っています。

**Q 町会・自治会において親睦活動を行うメリットは何ですか？**

A 夏祭りなどの地域住民が交流を深めるイベントによって、近隣住民が顔見知りになり、コミュニケーションが図られることにより、日常における支え合いや助け合いにつながっていきます。

**Q 町会・自治会と市の関係は？**

A 町会・自治会は、地域住民で組織した任意の団体で、市が推進する「市民との協働によるまちづくり」のパートナーとして、協力・連携しながら明るく住みよいまちづくりに取り組んでいます。また、町会が行っている行政連絡事項の周知事務など市との連携に関する事務、会館などの集会施設の整備、街路灯の設置・維持管理などに対し、市から補助金が交付されており、まちづくりにおいて、お互いを補完する関係にあります。

**Q 税金を払っているのだから、市が地域のことをしてくれるのではないのですか？**

**A** 地域での日頃の支え合いや災害時の助け合いができる環境づくりは、市だけでできることではありません。町会・自治会が主体となって、地域の実態に沿った方法で身近な課題に取り組み、行政の行き届かない部分を補うことで、きめ細やかなまちづくりができます。

**Q 他の町会・自治会や地域の団体などと合同で何か取り組むことはありますか？**

**A** 防災訓練や地域住民の交流事業などを他の町会・自治会やNPOなどと協力・連携して行うことがあります。また、単一の町会での対応が難しい地域の課題などについては、地区連合会や町会自治会連合会として、課題解決に取り組んでいます。

**Q 町会・自治会の会費はどのように使われているのですか？**

**A** 皆様からお預かりする会費については、地域情報の提供、街路灯の維持管理のための費用、夏祭りなどの親睦のためのイベントなどに使われています。また、安全・安心な地域づくりのために、防犯協会や交通安全協会への分担金などにも使われています。会費の使い方は毎年総会により、会員の皆さんの承認を得て決定しています。



**Q 町会・自治会の役員に報酬は出るのですか？**

A 基本的には無報酬のボランティアです。地域を良くするための思いで活動していますが、交通費程度は支払われることがあります。

**Q 町会・自治会の会費はだれが管理しているのですか？**

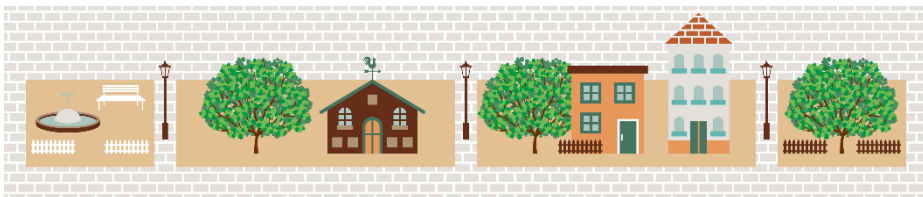
A 会費については、会計や会計監査などの担当者を設けて、適正に管理しています。収入・支出の内訳は、総会などの場で会員に公開されます。

**Q 町会・自治会には会費以外の収入はあるのでしょうか？**

A 市からの補助金（回覧など市からの依頼事務に対する交付金、街路灯の電気料助成金、資源回収奨励金など）、また、会館使用料収入（町会・自治会以外の人を使用する場合）、イベント時における寄付金などがあります。

**Q 個人情報についてはきちんと管理されているのですか？**

A 皆様から提供いただいた個人情報は、会員名簿などに使用していますが、町会・自治会の管理運営、会員の親睦、緊急時の安否確認など、目的の範囲内での利用に限定し、法に基づき、適正に管理しています。法令などの定めがある場合を除き、外部に提供することはありません。





**Q 町会・自治会には入らないといけないのですか？**

A 加入は強制ではありません。しかし、防犯・防災や子どもの見守りなど、生活に密着した課題には隣近所の助け合いが必要となります。また、街路灯の設置や維持管理も、町会が行っています。是非加入してください。

**Q 町会・自治会に加入すると、どんなメリットがありますか？**

A 町会・自治会は、加入者が自分たちの住む地域をより良くするために考え、力を出し合って活動している組織です。活動の結果、安全・安心で住みよい地域となることが最大のメリットといえます。より良い地域づくりは、多くの皆様の参加により実現します。是非力をお貸しください。

**Q 高齢になったので町会・自治会をやめたいのですが？**

A 年齢を重ねるほど、地域での支え合いや人とのつながりが必要となります。活動については、できる範囲でかまいませんので、是非引き続き加入・参加してください。

**Q 学生なので、町会・自治会に加入しなくてもよいですか？**

A 学生も地域で生活する一人として、是非ご加入ください。これからも社会に出ていく中で、町会・自治会活動での経験はきっと役に立つと思います。お祭りなどのイベントに協力してください。



**Q 単身で帰りも遅く、町会・自治会活動に参加できないのですが？**

**A** 地域で生活する一人として、是非ご加入ください。休日の行事、お祭りなどのイベントなど、できる範囲で参加していただければかまいません。

**Q この地域に長くは住まないのですが？**

**A** お住まいの期間中だけでも、地域で生活する一人として、是非ご加入ください。災害などはいつ発生するか分かりません。いざという時のためにも、日頃から地域での交流を持つことにより安心して暮せる環境をつくりましょう。会費については月額制なので、お住まいの期間までのお納めで大丈夫です。



## 5. 事例紹介

八王子市内やその他の関連地域で町会・自治会が行っている加入促進に関する活動事例を紹介します。

### 事例①（1）中野西三町会

「町会加入促進プロジェクトを設置、組織的対応策を継続」

### 事例②（2）長沼町会

「会員確保のために」

### 事例③（3）八王子市町会自治会連合会

「市内全域での『加入促進キャンペーン』の実施」

### （4）その他の加入促進取り組み事例



## (1) 中野西三町会 「加入促進プロジェクトを設置、 組織的対応策を継続」



未加入者の原因は多種多様な事情があり、その対策は片手間ではできません。

まずは加入促進プロジェクトを立ち上げ、根気よく大所高所から継続的に進める仕組みづくりが重要です。



加入促進プロジェクト

### (現状分析)

未加入者の実態を地図で確認するとともに、プロジェクトで未加入者宅を訪問し、町会への加入を勧め未加入の原因分析を行う。

#### 1. 主な要因：

- (1) 町会がわからない。必要性を感じない。生活に困らない。
- (2) 核家族、若年層の共稼ぎ世帯の増加により参加できない。
- (3) 高齢化等により町会活動に参加協力が出来ない。
- (4) 町会に加入してもメリットを感じない。関心もない。

#### 2. 主な要因を踏まえて対応策を検討、各種促進資料として、

- (1) 町会活動の案内 (2) 町会の目的・役割 (3) 町会の必要性
- (4) Q&A 集等を準備、重点施策を決定、加入促進活動を実施
  - ① 現状未加入者(対象者 100 名)への訪問加入促進を実施
  - ② 新規転入者への訪問加入促進を実施
  - ③ 退会防止策の対策として協賛会員を追加して、町会活動の責務の軽減・免除等の救済条項を明確化
  - ④ 魅力ある町会活動の更なる充実強化

## (活動施策)

1. 町会活動の見える化を図り、まずは、町会を知ってもらい、  
関心・理解を求める。
  - 町会案内資料の作成、配布・説明 ■広報誌(西三だよりの  
毎月発行) ■ホームページの開設→若年層・現役に注力
2. 町会の目的・役割・必要性について情報の共有化を図る
  - 町会案内資料で周知を図る ■区長組長役員会等の会合で  
周知する ■各イベントでアピール
3. 新規住宅転入世帯の先手の加入促進に注力
  - プロジェクトメンバーと区長・組長が連携して、新規転入  
世帯を訪問し、入会活動を実施
4. 関係団体との連携強化
  - 市役所(協働推進課等)・町自連・他町会と情報交換等連携を  
とり加入促進に向けた環境づくりを図る
5. 継続加入への環境整理
  - 会則改定で協賛会員の新設を明確化して、やむをえない  
事情で町会の責務が負えない町会員は町会活動の責務を  
軽減・免除する事ができるようにし、退会防止を図る
  - お困り相談室の新設で高齢者へ寄り添える場をつくり、  
退会防止を図る
6. 魅力ある町会づくり、安全・安心で明るく住みよい町づくり  
の推進強化
  - 人材の発掘と育成強化・各イベント(夏祭り・運動会・防災  
・防犯活動等)の充実・各サークル活動の充実等を行う



(各活動で魅力ある町会づくりを充実)

※詳細は「中野西三町会」ホームページを参照ください。

## (2) 長沼町会 「会員確保のために」

長沼町会でも数年前には、町会を脱会する世帯が多く、大きな悩みのひとつでした。

町会費を負担している世帯と負担していない世帯との不公平感を無くすため、脱会を申し出た世帯を訪ねると「高齢者世帯で次に回ってくる班の理事ができない」という理由が主なものでした。

町会としては、理事を強制的に押し付けては居ませんが、「順番なのでやらなければ迷惑になる」という責任感で自ら脱会を選択されていました。

そこで、その責任感を軽減する苦肉の策として、「会費のみ」の会員として、協力をお願いしています。



また、未加入世帯の多くの理由は「加入したメリットが無い」「生活する中で不便を感じない」などの言い訳が目立っていました。

それは、町会がどんな活動を何の目的で行っているのか理解されていない事に起因しています。

目に見える活動には限りがありますが、「安全で安心して暮らせる住み良い街づくり」を目指して、日々地道に努力することの大切さを感じます。

そこで、未加入世帯には、役員が一軒ずつ訪問し、説得する中で理解を求めています。

それでも加入に消極的な世帯には、町会は任意団体ですので加入を強制できませんが、「賛助」名目で会員が負担する会費と同額を負担いただき不公平感を軽減しています。

長沼町会には、現在「会員」、「会費のみ」「賛助」という立場で協力をいただいき、現在の町会活動を維持しています。



この方法には、幾つかの問題点があることは承知していますが、地域住民の一人ひとりが、町会に関心を持っていただくことが大事だと考えています。

各 位

長 沼 町 会  
会長 田代 平二

「長沼町会加入のお願い」

長沼町会は、一定の地域にお住いの皆様のご協力によって「安全で安心して暮らせる住み良い街づくり」を目指し活動をしている住民組織です。

町会内の様々な問題は「毎月の理事会」などで話し合い解決に努めております。

更に大きな問題は町会が、市や関係団体と連携を図り解決に努力しております。

また、町会活動や各種イベントの案内、子供たちの様子を学校だより……など毎月の回覧版で各家庭にお知らせいたします。

近年発生すると危惧されている災害には「自分たちの街は、自分たちで守ろう！」をスローガンに皆さんと共に「自助・共助・公助」を真剣に考えていきましょう。

「夏まつり」や「みんなの町の清掃デー」などに参加することで、ご近所との連携が深まり、いざと言う時、力を合わせ助け合える力（地域力）を高めましょう。

災害の発生を防ぐことはできませんが、被害を最小限に抑えるために皆さんと共に知恵を出し合い、立ち向かっていきましょう。

「安全で安心して暮らせる住み良い街づくり」を目指している長沼町会の活動にご理解いただき、ぜひ、町会に加入していただきたくお願い申し上げます。

＜町会活動の紹介＞

長沼町会・・・三役会、地区担当の理事会を毎月一回開催 ・回覧物の配布  
夏まつり・みんなの町の清掃デー・地域避難、防災訓練などの実施

防犯部会・・・防犯パトロール・美化活動・街路灯の点灯確認など月三回実施  
月一回の定例会議や各種行事への協力参加

防災部会・・・災害時における対応と対策についての活動

広報部会・・・「ながぬま町会だより」年三回発行

その他・・・外部団体との連携（町自連・住民協・南大沢警察・学校関係など）  
長沼子ども会・長沼みのり会・長沼消防団・交通安全協会などの  
協力をいただいております。

＜町会費などの内訳＞

町会費（200円×12ヵ月）・・・・・・・・2400円（年額）

消防団協力金・・・・・・・・300円（年額）

交通安全協会協力金・・・・・・・・150円（年額）

合 計 金 額 2850円（年額）

賃貸住宅にお住いの単身世帯は町会費のみ1200円です

加入申込みは恐縮ですが、下記役員までご連絡ください。

町会長・・・田代 平二 000-0000 000-0000-0000

副会長・・・小林 敏彦 000-0000 000-0000-0000

#・・・・下野 善健 000-0000 000-0000-0000

### (3) 八王子市町会自治会連合会

#### 「市内全域での『加入促進キャンペーン』の実施」

八王子市町会自治会連合会（町自連）では、組織の拡大及び組織強化の取り組みとして、「東京都地域の底力発展事業助成」対象事業を活用して、「平成28年度及び平成29年度町会・自治会加入促進キャンペーン」を実施しました。

本事業は、町自連に加盟の町会・自治会及び関連団体において加入促進活動の取り組みに必要な「のぼり旗」「卓上のぼり旗」「ポスター」「チラシ」「クリアファイル」を作製し、それらの掲出及び配布等を行うことで、市内全域で町会・自治会への加入促進活動に取り組んだものです。



#### 平成28年度作製

のぼり旗600本、卓上のぼり旗1,500本、  
ポスター3,000枚、チラシ60,000枚

#### 平成29年度作製

のぼり旗650本、ポスター3,000枚、  
チラシ50,000枚、クリアファイル10,000枚



・加盟町会・自治会における加入促進活動

町自連加盟の356団体における地域での「のぼり旗」「ポスター」の掲出、「チラシ」による加入勧奨を実施



寺町二丁目町会 稲荷会館



元横中部町会 町会掲示板



西部第二地区 ふるさと川まつり



東南部地区 子安市民センターまつり

・相互協力協定締結の不動産業界による加入促進活動

市内の不動産関連団体支部約500社の窓口での「卓上のぼり旗」「ポスター」の掲出、「チラシ」の配布を実施



東京都宅地建物取引業協会八王子支部



全日本不動産協会東京都本部多摩南支部

## ・地域イベントにおける加入促進活動

秋に開催される「いちよう祭り」において、メイン会場に特設ブースを開設し、「のぼり旗」や「ポスター」の掲出、「チラシ」等の配布による加入促進活動を実施するとともに、町会が運営する関所(12か所)においても、「のぼり旗」や「ポスター」の掲出、「チラシ」等の配布による加入促進活動を実施しました。

また、特設ブースでは地元出身でリオオリンピック銅メダリストの中村美里選手を招いて、オリンピック交流会を実施しました。

### 【いちよう祭り イベント会場】



町自連特設ブース



加入促進チラシ配布

### 【いちよう祭り 町会運営関所】



追分町会 追分関所



追分関所 チラシ配布



原宿町会 原宿関所



原町内会 原関所

【いちょう祭り オリンピアン交流会】



中村美里選手と来訪者との交流



中村美里選手による加入促進活動

・その他公共施設における加入促進活動



公共施設 市役所市民課窓口



公共施設 加住市民センター

#### (4) その他の加入促進取り組み事例

##### イベント会場での加入呼びかけ

お祭りなどの行事は、町会未加入者も多く参加することから、会場内に加入受付コーナーを設け、加入の呼びかけを行っています。

##### 地元の不動産会社と連携し、町会への加入を呼びかけ

町会区域にある不動産会社に働きかけ、区域内に引っ越しを考えている方に「町会加入チラシ」を配布してもらっています。また、併せて町会の活動を紹介する資料なども渡してもらい、町会活動が盛んであることを積極的にPRすることで、安心して加入してもらえるように取り組んでいます。

##### 退会される方にアンケート

退会される理由を知ることは、加入を促進していくうえでの改善につながります。そこで、退会者に対し、その理由などについてアンケートを行っています。その結果、改善できることは反映して、町会運営の改善につなげています。

##### 町会員に割引特典

若者の町会離れが進んでいることから、複数町会で連携し、遊園地などのレジャー施設や宿泊施設などを町会員が利用した場合、割引となる福利厚生制度を設けました。



### 年齢や身体状況による役員免除規定

年齢や身体状況により、役員や班長を担うことが大きな負担となり、そのことから町会を退会する方がいらっしゃいました。会員同士の思いやり、助け合いで解決できることですが、そのことに負い目を感じてしまう方もいることから、特別な事情による場合の免除規定を会則に設けました。

### 加入促進に向けた組織的な取り組み

未加入者や退会者については、町会内でも大きな問題となっていることから、町会内に「加入促進プロジェクト」を設置し、みんなで知恵を出し合いながら対応策を検討するなど、組織的に取り組むこととしました。

### 町会活動の魅力伝える冊子を作成

町会の活動に積極的に参加する住民に限られているため、防災訓練をはじめとする町会の活動を分かりやすく伝えるリーフレットを作成、配布して町会活動の魅力をPRしています。

### 自治会の合併により、役員負担軽減や活動費を捻出

高齢化が進み、世帯数も減ってきていた隣接する2つの自治会では、役員の成り手が不足し困っていました。そこで、双方の町会で話し合い、合併することとなりました。自治会の区域が広がることで会員が増え、役員輪番制の負担軽減や活動費の捻出が可能になりました。



### イベント案内チラシを活用して自治会加入をPR

お祭りなどのイベントを行う際、多くの地域住民の参加を促すため、チラシを印刷し各家庭に配布しています。このチラシの裏面を利用して、自治会活動の必要性や活動を紹介する内容を印刷することで、加入促進の呼びかけチラシとして活用しています。費用負担を抑えながら、効率的な加入促進活動を行うようにしています。

### ホームページを作成し、町会・自治会の魅力を発信

自治会がどんな活動をしているのか、若者にあまり知られていないことが、自治会離れの要因の一つと考え、自治会の活動や役割などを紹介するホームページを作成しました。インターネットの利用者が多い若い世代をターゲットに、まずは、みんなが生活している地域で、自治会がどのような活動を行い、どんな役割を果たしているのかを知ってもらおうと努めています。



## 6. 資 料

呼びかけする際の資料として、次の2つの文例を掲載します。  
各町会・自治会の事例にあった資料を作成してください。

「様式①」加入促進チラシ

「様式②」挨拶状

掲載されている資料の様式については、  
「八王子町自連（八王子市町会自治会連合会）ホームページ」に  
掲載しておりますので、ご活用ください。



[様式 ①-1] 加入促進チラシ (表面)

# 向こう三軒両隣・ 互<sup>ご</sup>近<sup>きん</sup>助<sup>じょ</sup>づきあい八王子



## 町会・自治会加入のごあんない

互いに支えあい、安全・安心に暮らせる、  
住みよい地域づくりに参加しましょう!

**町会・自治会の活動**



**街路灯、ご存知ですか?**

**市などから情報提供**



**安全・安心の地域づくり**

その他、災害に備えた防災訓練や犯罪を起こさせないための防犯パトロールなど、地域の安全・安心のための活動を行っています。

**街路灯、ご存知ですか?**

生活道路にある街路灯は、町会の会員が納める会費等で設置・維持管理をしています。何気ない日々の生活では気づかない暮らしの安全・安心を町会が支えています。

**市などから情報提供**

町会へ送られてくる市やその他行政機関からのお知らせや催しなど情報を回覧や掲示を行っています。

**きれいなまちづくり**

地域での清掃活動やごみの減量に向けた取り組みなど、清潔で快適なまちづくりのための活動を行っています。

**ふれあいづくり活動**

地域のお祭り、各種イベントなど住民の皆さんのふれあいの場をつくっています。なお、町自連では、加盟町会の活動保険も用意しております。

**地域の課題への取り組み**

個人では解決できない地域の課題について、みんなで考え、必要に応じて行政等と連携し、解決に努めています。

◆お問い合わせ先◆



八王子市町会自治会連合会 (略称: 町自連)

〒192 - 0063八王子市元横山町1 - 29 - 3

TEL/FAX 042-648-6110

E-mail:chojiren@chojiren-hachioji.jp

ホームページ: <http://chojiren-hachioji.jp/>



八王子町自連 検索

疑問・相談等ございましたら遠慮なくご連絡ください!!

裏面あり

主催:  八王子市町会自治会連合会 「平成29年度東京都地域の底力発展事業助成」対象事業



[様式 ①-2] 加入促進チラシ（裏面）

★町会・自治会あれこれ★

町会・自治会とは、より住みよい地域づくりのため、ふれあい活動や安全・安心のための取組みなどを行っている地域住民により結成された団体です。

★町会に入ると、良いことあるのかな？・もちろんあります！



普段、何気なく生活している時には、ご近所付き合いの必要性って、あまり感じませんよね。しかし、災害などもしもという時には、ご近所同士の助け合い「向こう三軒両隣・互近助づきあい」がとても大切です。

平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」では、助けられた人々のうち、約90%が家族・近隣住民の救助活動によるものでした。このことから、より迅速な救助が必要な場合には、地域住民による自主的な活動が非常に重要であるということが改めて認識されました。

また、平成23年に発生した東日本大震災においても、その教訓は活かされました。

「日頃からの近所付き合い」が、どこに誰が住んでいるかなど、人の把握につながり、被災者の救助活動に地域自ら積極的に加わることで、大きな成果をあげました。このような協力や助け合いは、日頃からのご近所付き合いや積極的な町会活動への参加があってこそそのものとなります。

ぜひ、町会・自治会へ加入しましょう！

◆町会・自治会は、互いに支えあい、安全・安心に暮らせる、住みよい地域づくりに取り組んでいます。あなたの生活を守る一番身近な味方です。◆

～まずはお気軽にお問い合わせください～

◆入会申込書◆ 入会希望の方は、上記連絡先へ入会申込書の提出をお願いします。  
FAXでも受付ます。 FAXはこちらまで ⇒ **042-648-6110**  
なお、町会等により配付・説明の場合は、直接、町会等へ提出されても構いません。

氏名			
住所			
電話		FAX	
Eメール			

※提出された入会申込書の個人情報は、町会・自治会活動のみの目的に使用し、それ以外の目的に使用することはありません。なお、該当の町会・自治会から連絡させていただきます。

## [様式 ②] 挨拶状

### ご転入された皆様へ（ご挨拶）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび〇〇町会の区域へご転入されましたこと、〇〇町会を代表して心から歓迎いたします。

私ども〇〇町会は、現在〇〇世帯の皆さんにご加入いただき、住民同士の親睦を図るとともに、地域の住民誰もが暮らしやすい環境をつくるため日々活動しています。

例えば、私たちが毎日の生活の中で必要な市などからの行政情報の回覧や地域住民のふれあいの場となる夏祭りを実施しているほか、子どもや高齢者の見守り活動、地域の安全を守る防犯パトロールなども行っており、夜道を照らす公衆街路灯（防犯灯）の設置・維持管理も町会で行っております。

〇〇様が、少しでも早く新しい環境になじみ、近隣との友好の輪が広がりますよう、〇〇町会の会員一同、町会への加入をお待ちしております。

ご加入いただける場合は、お住まいの地区の班長へ入会申込書をご提出ください。

〇〇町会 会長 〇〇 〇〇

#### ☆お知らせ

あなたのお住まいの地区は〇班です。

班長は、〇〇〇〇さん（〇〇町 1-3-3、電話〇〇〇—〇〇〇〇）です。

※〇〇町会の会費は、月額〇〇〇円です。年〇回、〇月頃に集金しています

☆参考：役員連絡先 会長 〇〇 〇〇（〇〇町 1-1-1、電話〇〇〇—〇〇〇〇）

副会長 〇〇 〇〇（〇〇町 1-2-2、電話〇〇〇—〇〇〇〇）

提出された個人情報、町会・自治会活動のみの目的に使用し

それ以外の目的に使用することはありません。

・・・・・・・・・・・・・・・・キトリ・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 〇〇町会 入会申込書

世帯主のお名前	
住 所	八王子市
電 話 番 号	
会員名簿への掲載の可否	可・否（どちらかに○をしてください）

注：認可地縁団体の場合は、入会申込の際、別途、構成員等が必要となります。

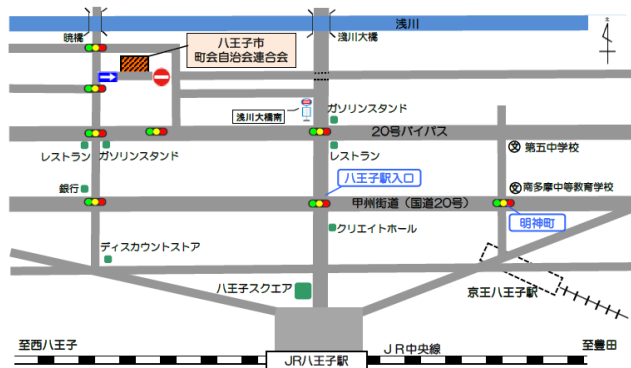
## 問い合わせ先

加入促進に関する相談やハンドブックに関する  
お問い合わせは「八王子市町会自治会連合会」または  
「八王子市市民活動推進部協働推進課」へお願いします。

.....

### 八王子市町会自治会連合会

八王子市元横山町 1-29-3  
電話/FAX：042-648-6110  
Eメール：[chojiren@chojiren-hatiouji.jp](mailto:chojiren@chojiren-hatiouji.jp)



### 八王子市 市民活動推進部 協働推進課

八王子市元本郷町 3-24-1  
電話：042-620-7401 FAX：042-626-0253  
Eメール：[b050700@city.hachioji.tokyo.jp](mailto:b050700@city.hachioji.tokyo.jp)

.....

# 町会・自治会加入促進

## ハンドブック



### 「八王子市町会自治会連合会」とは

八王子市町会自治会連合会は、自助・共助のまちづくりを目的とし、市内の町会・自治会等を地区ごとにまとめている連合組織です。

地域住民の声を行政組織や関係諸団体等へ届けるパイプ役として、また、入手した情報を地域住民へ提供するなどより、良いまちづくりに向けた活動を行っています。

各単位町会・自治会の自主性を尊重し、地域相互の情報交換や意見交換などを進める中で、地域の課題の解決を図り、お互いに親睦を深める活動を展開しています。

連合会への加盟に関するお問い合わせについては、八王子市町会自治会連合会へご連絡ください。

平成29年 12月

編集・発行 八王子市町会自治会連合会 TEL 042-648-6110  
編集協力 八王子市市民活動推進部協働推進課 TEL 042-620-7401

「平成29年度東京都地域の底力発展事業助成」対象事業